

平成 19 年 3 月吉日

「STEP」会員の皆様へ

シティックスカード株式会社

ローンカード「STEP」の貸付利率改定のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より弊社カードをご愛顧いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび弊社では、ローンカード「STEP」の貸付利率を、平成 19 年 4 月 1 日以降の新規ご利用分より、下記のとおり改定させていただきますので、ご案内申し上げます。

また、当該手数料率及び、一部条項の改定にともない現在お持ちのカード会員規約の該当記載内容も改定となりますので、併せてご案内申し上げます。

今回の改定につきましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げますとともに、引き続き弊社カードをご愛顧賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

末筆ではございますが、皆様のますますのご健勝をお祈り申し上げます。

敬具

記

1. 貸付利率改定内容

1 回払い(元利一括払い)・リボルビング払い手数料

< 現 行 >

月利 2.04% ~ 2.33% (実質年率 24.5% ~ 28.0%)



< 改定後 >

月利 1.5% (実質年率 18.0%)

2. 適用時期

平成 19 年 4 月 1 日(日)以降の新規ご利用分から改定後の手数料率となります。

4 月末日締の 5 月 26 日または 27 日ご請求分から適用となります。

4 月 1 日以前のご利用残高は、改定前の手数料率が適用されます。

【カード会員規約改定のご案内】

ローンカード「STEP」の貸付利率改定に伴い、平成19年4月1日以降の新規ご利用分から、カード会員規約の該当部分を下記内容に改定させていただきます。

1. ローンカード「STEP」会員規約

<改定後>

第7条（返済方法）

（1）翌月1回払いによる返済方法は、元本に対して、月利1.50%（実質年率18.00%）の利息を融資金に加えて支払うものとします。（円未満切捨て）

第8条（利息および利息計算）

（1）リボルビング払いによる貸付の利息は、月利1.50%（実質年率18.00%）とします。但し当社から利率の変更の通知または当社から一定期間のご利用分に限定して現行の利率に替えて現行の利率より優遇した利率（以下「優遇利率」といいます。）を適用する旨の通知をした後は、通知日以降の新規ご利用分（ただし、優遇金利は、その対象となる期間のご利用についてのみ）から、変更後の利率あるいは優遇利率が利率として適用され、通知日以前のご利用分に対しては、変更前の利率が継続して適用されることに異議ないものとします。

（2）リボルビング払いの初回および1回払いのお支払いの場合は、下記の利率をもって計算された利息を含めて支払うものとします。

【貸付の利率 実質年率18.0%以内で別途当社が決定し通知する利率】

利息 = 融資金元金 × 所定利率 ÷ 365 日 × ご利用日当日から支払日迄の経過日数

（3）2回目以降のリボルビング払いの場合、締切日の融資金残高（以下「利用残高」といいます。）に応じて、下記表記載の支払額を支払うものとし、当該支払額には利用残高に対する下記の利率をもって計算された利息が含まれるものとします。ただし、利用残高に利息を加えた額が支払額未満となる場合は、当該金額を支払うものとします。

【貸付の利率 実質年率18.0%以内で別途当社が決定し通知する利率】

利息 = 融資金元金 × 所定利率 ÷ 365 日 × 期間日数

ご利用残高	< Aコース >	< Bコース >
10万円以下	5,000円	10,000円
10万円超～20万円	10,000円	10,000円
20万円超～30万円	15,000円	20,000円
30万円超～50万円	25,000円	30,000円
50万円超～70万円	35,000円	40,000円
70万円超～100万円	40,000円	45,000円

2. 遅延損害金

<改定後>

第28条（遅延損害金）

会員がカードキャッシングの支払金の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、また、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまでカードキャッシングの未払債務（元本分）に対し、年20.0%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。